

第1 審査会の結論

審査請求の対象となった本件公文書について、実施機関が行った一部開示決定は妥当である。

第2 審査請求及び諮問の経緯

1 公文書開示請求

審査請求人は、鳴門市情報公開条例（平成13年鳴門市条例第34号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき鳴門市長（以下「実施機関」という。）に対して、平成29年10月5日に下記の文書について開示請求を行った。

件名：設置届及び発注仕様書に燃焼条件「炉内温度燃焼室出口温度850℃以上、上記温度における再燃焼ゾーン内の燃焼ガス滞留時間2秒以上」と記載されている。

上記条件で稼働時より現在まで、市が各年度で確認した燃焼ガス滞留時間の測定時期、滞留時間値及びその燃焼ガス温度。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年10月16日に該当する公文書を下記の文書と特定し、稼働時から現在までの各年度における燃焼ガス滞留時間の測定日時、滞留時間及びその燃焼ガス温度が分かる文書は不存在とし、下記文書について開示する一部開示決定を行い、審査請求人に通知した。

特定文書：性能確認試験における燃焼ガス滞留時間の測定日時、滞留時間及びその燃焼ガス温度が分かる文書

3 審査請求

平成29年10月23日付けで、審査請求人は本件一部開示決定を不服として行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して「本件処分は不当である。」として審査請求を行った。

4 諮問

平成29年11月14日、実施機関は鳴門市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求について諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件一部開示決定を取り消す決定を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書、意見書及び口頭意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

開示文書は平成22年3月に行った性能確認試験のものであり、稼働時から現在まで年度ごとに確認した文書は不存在としているが、常時変化する稼働状態を考慮すると、定期的な確認は必要である。施設管理上重要である滞留時間の確認を長期間放置することは施設の信頼性を欠き怠慢である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び意見聴取を要約すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

定期的に燃焼ガス滞留時間の測定を行うことについては、法令上の規定がなく、施設の維持管理上は、滞留時間を毎年計測することまでは求められていないため、これ以外に開示できる文書が存在しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について、審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書について

本件開示請求は、「焼却施設稼働時から現在までの各年度における燃焼ガス

滞留時間の測定日時、滞留時間及びその燃焼ガス温度が分かる文書」の開示を
求めるものである。

実施機関は、本件対象公文書を第2の2のとおり特定し、各年度の燃焼ガス
滞留時間の測定日時、滞留時間及びその燃焼ガス温度が分かる文書は不存在と
する一部開示決定を行った。

審査請求人は、開示された本件対象公文書が、審査請求人が開示請求をした
文書に該当しない旨主張している。

よって、当審査会は、本件一部開示決定の妥当性について審査する。

2 本件一部開示決定の妥当性について

審査請求人は、開示文書は平成22年3月に行った性能確認試験のものであ
り、施設の安全性を主張するためにも、定期的な燃焼ガス滞留時間の測定は必
要であり、開示すべきであると主張している。

実施機関の説明によると、「廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則」に
示された「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」において、燃焼ガ
ス滞留時間を毎年計測することについて規定されておらず、施設の維持管理上
は、滞留時間を毎年計測することまでは求められていないことから、当該公文
書を作成していないとのことである。

かかる実施機関の説明に特段不合理な点はなく、審査請求人が求めている本
件対象公文書は存在するものと推認することはできず、また、当該文書を特定
し一部開示決定を行ったことは、妥当性を欠くものではない。

3 結論

以上のことから、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過等は、次のとおりである。

年 月 日	処理経過内容
平成29年11月14日	諮問書の受理
11月29日	実施機関理由説明書の受理
12月12日	審査請求人意見書の受理
平成30年 1月10日	・ 審議

6月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・審査請求人による口頭意見陳述 ・実施機関による理由説明の聴取 ・審議
8月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関による理由説明の聴取 ・審議
10月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・審議
10月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申